

改正

平成13年4月1日

平成22年2月22日

平成27年3月4日

平成28年3月30日

平成28年5月30日

平成31年1月29日

令和3年8月10日

令和4年12月28日

令和7年1月31日

いわき市元請・下請関係適正化指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設工事に携わる元請負人と下請負人との間における対等の協力者としての適正な契約の締結及び施工体制の確立並びに建設工事に従事する労働者の雇用条件の改善等を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、建設工事に係る下請契約について、元請負人及び下請負人が遵守すべき事項を明らかにするとともに、市が行う指導の基準として必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、法第2条第1項に規定する建設工事であって、市の機関が注文するものをいう。

2 この要綱において「元請負人」とは、建設工事に係る請負契約を市の機関と締結した建設業者（以下「受注元請負人という。）のほか、当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合における当該下請契約の注文者をいう。

3 この要綱において「下請負人」とは、建設工事に係る下請契約（当該建設工事が数次の下請契約により行われる場合は、そのすべての下請契約を含む。）における請負人をいう。

(一括下請負の禁止等)

第3条 一括下請負は、中間において不合理な利潤を生じさせ、建設工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化等を招くおそれ、実際の建設工事の施工における責任の所在を不明確にするおそ

れ、注文者である市の機関の信頼を損なうおそれその他の弊害を生ずるおそれがあるため、これを禁止するものとする。

2 重層的な数次の下請負は、前項に規定する弊害が生ずるおそれがあるため、必要と認められる場合を除き、行わないものとする。

(下請負人の選定)

第4条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し法により許可を受け
るべきであるにもかかわらず許可を受けていない者又は営業を禁止され、若しくは停止されている
者を除くとともに、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の
状況、下請負人との取引状況等を総合的に勘案し、優良な者を選定するよう努めるものとする。

2 前項の場合において、元請負人は、次に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) 建設工事を施工するに足りる技術力を有すること。
- (3) 建設工事を施工するに足りる労働力、機械機器及び法定資格者を確保できると認められること。
- (4) 財務内容が良好で、経営が安定していると認められること。
- (5) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (6) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (7) 建設労働者の募集は、適正に行うこととし、出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (8) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (9) 賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (10) 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (11) 取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- (12) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (13) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしている者（当該届出の義務がない者を含む。以下「社会保険等加入者」という。）であること。

（適正な下請契約の締結等）

第5条 元請負人及び下請負人は、工事の開始に当たり、あらかじめ、建設工業標準下請契約約款又はこれに準拠した下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

2 元請負人は、下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関する事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請負人が当該工事の見積をするために必要な一定の期間を設けるものとする。

3 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事を施工するために通常必要と認められる原価（消費税相当分を含む。）に満たない金額を請負代金の額とする下請契約は締結しないものとする。

4 元請負人は、下請契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、購入させないものとする。

5 元請負人は、その請け負った工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴くものとする。

6 元請負人は、施工方法、工期について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を下請負人に付けないよう配慮するものとする。

7 元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内に、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了するものとする。

8 元請負人は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに、当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がなされている場合には、この限りでない。

（下請代金の支払の適正化等）

第6条 元請負人は、下請契約により定められた事項に関するもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（1） 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を速やかに現金で前払金として支払うよう努めること。

（2） 請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工

事を施工した下請に対して、支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。

(3) 下請契約締結後、正当な理由がなく下請代金の額を減じないこと。

(4) 下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由なくその建設工事の下請代金の支払期日前に、当該建設工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。

(5) 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの日（引渡しの日について第5条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。）から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。

(6) 前号の支払期日を定めなかった場合又は引渡しの日から起算して50日を経過する日以降の日を支払期日と定めた場合においても、支払期日は当該50日を経過する日を下請代金の支払期日とすること。

(7) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項の引渡しの日から50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年14.6パーセントの率を乗じて得た金額を遅延利息として支払うこと。

(8) 下請代金の支払は、できる限り現金払とするよう努めるものとし、現金払と手形払とを併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。

(9) 手形期間は、90日以内で、かつ、できる限り短い期間となるよう努めること。

(10) 一般金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

(11) 元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改める場合又は手形期間を延長する場合は、下請負人がその割引に要する費用又は増加費用については、元請負人が負担すること。

(12) 元請負人は、下請負人が必要とする法定福利費の額を明示して契約を締結すること。

2 元請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、運送事業者等に対しても、前項各号の規定に準じた配慮をするものとする。

（下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善）

第7条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

(1) 雇用及び労働条件の改善に関して次に掲げる事項

- ア 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- イ 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- ウ 賃金は、毎月1回以上一定日に、通貨で、その金額を直接、建設労働者に支払うこと。
- エ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
- オ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮及び休日の確保に十分配慮すること。

(2) 安全衛生の確保に関して次に掲げる事項

- ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守し工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- イ 災害が発生した場合は、当該下請契約における元請負人及び受注元請負人に速やかに報告すること。

(3) 福祉の充実に関して次に掲げる事項

- ア 元請負人に対して法定福利費の額を明示した見積書を提出し、必要な法定福利費を確保の上、社会保険等加入者として、保険料を適正に納付すること。この場合において、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- イ 任意の労働者災害補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- ウ 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。この場合において、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
- エ 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

(4) 福利厚生施設の整備に関して次に掲げる事項

- ア 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める寄宿舎に関する規定を遵守すること。

イ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。

（５） 建設労働者の能力の開発及び向上に関し、技術及び技能の研修及び教育訓練に努めること。

（６） 適正な雇用管理に関して次に掲げる事項

ア 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

イ 建設労働者の募集は、適法に行うこと。

ウ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

（７） 前各号に掲げる事項のほか、建設業関係法令を遵守すること。

（元請負人の下請負人に対する指導等）

第８条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係るすべての下請負人が前条に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

２ 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

（受注元請負人の他の元請に対する指導）

第９条 受注元請負人は、当該建設工事に係るすべての元請負人に対し、第３条から第６条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

（受注元請負人の遵守事項）

第10条 受注元請負人は、前２条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

（１） 事業場ごとに、他のすべての元請負人及び下請負人に対して総括的に指導等を行う責任者（以下「下請指導責任者」という。）を置くこと。この場合において、下請指導責任者は、現場代理人を兼ねることができること。

（２） 下請指導責任者は、この要綱の趣旨及び内容を十分認識し、元請・下請関係の実態を常に把握し、下請負人に対し、元請・下請関係の適正化に関する指導、助言その他の援助を行うとともに、紛争等が生じた場合は、積極的にその解決に努めること。

（３） 下請負契約を締結した日から14日以内に下請通知書（第１号様式）を市長に提出すること。

（４） 施工体制台帳を作成して工事現場ごとに備え置き、当該台帳の写しを市に提出するとともに、施工体系図を工事現場内の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

- (5) 工事現場における労働災害を防止し、安全で衛生的な下請作業が行えるよう責任者を定め、協議組織を設置する等必要な措置を講ずること。
- (6) 工事現場に工事現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括監理を行うこと。この場合においては、次に掲げる事項を遵守すること。
- ア 現場代理人は、工事現場に常駐すること。
- イ 下請契約金額が5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上になる場合は監理技術者を置き、それ以外の場合は主任技術者を置くこと。この場合において、主任技術者又は監理技術者は、現場代理人と兼ねることができること。
- ウ 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）以上になる場合の主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者であること。
- エ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者であること。

（下請負報告書の提出）

第11条 受注元請負人は、しゅん工届提出に下請負報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 第1項の規定にかかわらず、建設工事の施工又は管理について著しく不適当と認められる下請がなされていると認められる工事については、市長が提出を求めた日から14日以内に提出しなければならない。

（市の指導、助言等）

第12条 市は、この要綱の適正な実施を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) この要綱の実施に関し、受注元請負人に対する必要な指導又は助言
- (2) 前号に掲げる事項のほか、この要綱に定める事項に違反し、建設工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合における受注元請負人に対する調査及び是正その他の必要な措置を講ずるための指示
- (3) 元請負人又は下請負人が前号の指示に従わないこと又は指示した事項に関する措置の結果が適切でないことにより生じた次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める措置
- ア 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等下請契約関係が不適切である場合
いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）の入札参加者の選定基準に基づく指名排除措置
- イ 業務に関し不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適当であると認められる

場合 いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名
停止措置

（適正化指導員による調査、指導等）

第13条 適正化指導員（建設工事の担当課を所管する部等の次長をいう。）は、随時この要綱の実施状況を調査し、前条第1号及び第2号に定める指導、助言、是正その他必要な措置を講ずるものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から実施する。

附 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成22年2月22日）

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則（平成27年3月4日）

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成28年5月30日）

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則（平成31年1月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和3年8月10日）

この要綱は、令和3年8月10日から実施する。

附 則（令和4年12月28日）

この要綱は、令和5年1月1日から実施する。

附 則（令和7年1月31日）

この要綱は、令和7年2月1日から実施する。

下 請 通 知 書

いわき市長 様

所在地
商号又は名称
代表者

9/11

第2号様式（第11条関係）

下 請 負 報 告 書

年 月 日

いわき市長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

1 市工事請負契約の状況

工 事 番 号		工 期	～	請負金額受領状況			
				月日	金 額	月日	金 額
工事名又は 事 業 名		工 事 種 別			千円		千円
地 区 名		工 事 箇 所					
契 約 額	千円	発注課等名					

2 下請発注状況

元請負人	商号又は名称					代表者				
下請負人	商号又は名称					代表者				
契約月日		契約書等の有無	有	契 約 書	代 金 支 払 状 況					
				月日	金 額	現金手形の別	月日	金 額	現金手形の別	
工 期				千円			千円			
金 額	千円			下請基本契約書注文書						
金 額				注 文 書						
工 種				無						
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日					

元請負人	商号又は名称				代表者								
下請負人	商号又は名称				代表者								
契約月日		契 約 書 等 の 有 無	有	契 約 書	代 金 支 払 状 況								
					月日	金 額		現金手形 の 別		月日	金 額		現金手形 の 別
工 期				下請基本契 約書注文書		千円				千円			
金 額	千円			注 文 書									

工 種		無	無						
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日				

元請負人	商号又は名称					代表者				
下請負人	商号又は名称					代表者				
契約月日		契 約 書 等 の 有 無	有	契 約 書	代 金 支 払 状 況					
					月日	金 額	現金手形 の 別	月日	金 額	現金手形 の 別
工 期				下 請 基 本 契 約 書 注 文 書		千円			千円	
金 額	千円			注 文 書						
工 種				無						
完 成	月 日	検 査	月 日	引 渡 し	月 日					

確 認	課 長	課長補佐	係 長	監 督 員
--------	-----	------	-----	-------